

業務説明書

1. 業務名

白神山地世界遺産ツーリズム推進プロモーション業務

2. 発注期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3. 業務目的

白神山地は令和5年12月に世界自然遺産登録30周年を迎えたが、「教科書などで聞いたことはある」など一定の認知度はあるが、実際に「行ったことがある」旅行者は限定的な状況にある。

そこで、世界遺産であることの優位性を生かしながら、白神山地の本質的な価値を顕在化・視覚化することで、世界遺産のサステイナブルな価値と魅力を発信し、さらなる認知度と旅行動機の向上を図る。

4. 業務内容

(1) 白神山地の観光地としての価値の設計

白神山地はその認知度こそたかいものの、観光客がどのような満足を得られるのか、どのような経験を得られるのか、どのような体験ができるのかといった観光地としてのイメージが漠然としているので、白神山地の魅力を分析しながら、生活者にとって分かりやすい観光地としての価値の設計。

(2) プロモーション施策の実施

(1)で設計した白神山地の観光地としての価値を世の中に広めるためのプロモーション施策を提案してください。なお、プロモーション施策については、十分な効果が期待できるものであれば、広告、PR、タレント起用、動画制作、イベント等々、その手法は問わない。

5. 成果品

(1) 本業務により制作した写真、動画、テキストデータ、各種制作物等 1式

(2) 業務完了報告書 1式

6. 成果品

(1) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 業務は、発注者との調整の中で変更等があり得る。

(3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処することとする。

(4) 受注者は、受注業務を他に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(5) 事故等により発生した損害は受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認められた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は受注者と協議して決定する。

(6) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、発注者の承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用したりしてはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。